

文 書 質 問 回 答 書 （ 7 月 ）

質問者： 重山 雅世 議員

回答日： 令和5年7月18日

1. 熱中症への備えを

近年、地球規模での温室効果ガス増加による地球温暖化の影響などにより、北海道においても、この100年あたり約1.6℃の年平均気温上昇が見られ、今後さらなる気候変動の進展による社会・経済への影響の拡大が懸念されております。

その様な中、国では、その要因となる温室効果ガスの削減を目指す「カーボンニュートラル」実現に向けた取組とともに、その両輪として、熱中症対策の強化を軸とした「気候変動への適応策」の推進を図っており、本年5月には、改正気候変動適応法を公布し、来年度以降、高齢者等の熱中症弱者による予防行動への啓発強化や、ご質問にあります指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定など、市町村による熱中症対策の推進が求められているところであります。

そこで、ご質問①の「役場庁舎のエアコン設置の考えは」についてであります。本町では、この間のコロナ禍の拡大を背景に、まずは各小中学校等の教育環境の整備並びに、指定避難所の環境整備と町民の利便性向上のため、北・中・南部地区の主要な公共施設へのエアコン設置を進めてきたところであります。役場庁舎におきましては、一部の会議室その他の必要箇所にエアコンが付設されており、現時点では、全執務室を含めた庁舎全体への整備の計画はありませんが、気温上昇の状況と各フロアの執務環境の実態、財源措置を含めた国の動向等を踏まえ、今後の必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問③の「避難所にも順次エアコンを設置する考えは」についてであります。上記にありますエアコン整備の取組により、現在、指定避難所16施設のうち、12施設内の一部にエアコンが設置されている状況であります。国の防災基本計画におきましても、指定避難所における良好な生活環境の確保のため、暑さ対策に必要な措置を講ずるよう努めるべきものとされており、今後、未整備施設を含めたさらなる設置の必要性について検討してまいります。

最後に、ご質問②の「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」予定施設に対する国の財政支援に向けた要請」についてであります。改正法により、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を市町村が指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定することができるようになり、この指定を受けた施設の管理者は、熱中症特別警報情報の発表期間中において、

	当該施設を一般に開放することが義務づけられるという仕組みが創設されました。現在、国では、令和6年春の法全面施行に向け、熱中症特別警報情報の発表基準や伝達方法、並びに地方公共団体や施設管理者へ向けた指定暑熱避難施設の指定・設置及び運営方法などの詳細を定めるため、有識者検討会を設置し、その中で検討が進められている途中であることから、現時点では町として政府に対し補助要望などを行う予定はありません。
--	--